# 答申

## 1 審査会の結論

市長の活動記録(平成20年11月21日~平成21年12月31日)(以下「本件対象文書」という。)の公開請求に対し、伊賀市長が平成23年11月24日付第625号で行なった部分公開決定のうち、次に掲げるの部分については公開すべきである。

- ・2009年 3月26日 「 弁護士来訪(3/31)レク」(タイトル)
- ・2009年 3月31日 「 弁護士打合せ」(タイトル)
- ・2009年 4月 3日 「 弁護士打合せ」(タイトル)
- ・2009年 4月28日 「岩田市議、 来訪(タイトル)
- ・2009年 9月 7日 「仮) 弁護士打合せ」(タイトル)
- ・2009年10月 8日 「いなべ市 来訪」(タイトル)
- ・2009年10月26日 「 」(タイトル、場所)
- ・2009年10月30日 「」 (タイトル、場所)
- ・2009年11月19日 「社協 来訪」(タイトル)
- ・2009年12月24日 「 ふるさと納税」(タイトル)
- · 2 0 0 9 年 1 2 月 2 4 日 「 」(場所)

他方、その他の部分について実施機関が公開しなかった決定は妥当である。

#### 2 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成23年11月24日付けで、伊賀市情報公開条例(平成16年条例 第15号。以下「条例」という。)の規定に基づき行なった前記請求の、部分公開とする 決定の取消しを求めるというものである。

# 3 異議申立ての理由

当該部分公開決定処分について、行政情報部分公開決定通知書において「特定の個人が識別され得るものに該当するため」としている。しかるに、例えば「2009年12月(月)~2009年1月18日(日)【U】と題した行政情報では、1月17日の全部と、1月18日の最初の部分が、開始・終了日時およびタイトル、場所が全面黒塗りで開示された。異議申立人が、11月ごろ、担当課である伊賀市秘書広報課課長に口頭で黒塗りの理由を尋ねたところ、「市長のプライベートであり、公務と関係ないため非公開とした」との回答を得た。

しかし、全面黒塗りではプライベートか否かの判断は異議申立人には不可能である。

また、市長は公人であり、たとえプライベートであっても、伊賀市内にいたのか県外にいたのか程度は開示してしかるべきである。そもそも、「市長のプライベート」云々は 通知書には部分開示の理由として記載されておらず、口頭での質問に担当課長が回答し たにすぎないもので、不当である。

開示文書では、2009年3月7日~8日、2009年9月26日~27日など、全面黒塗りとされた部分が散見される。これらについて、部分公開決定処分の取り消すことを求める。

#### 4 実施機関の部分公開理由説明要旨

当該行政文書について、条例第7条第2号の個人に関する情報及び市長のプライベート情報について非公開にしたものであり、妥当である。

#### 5 審査会の判断

本件対象文書である市長の行動記録については、公務に関することと、私事に関することの双方が含まれていることが問題点となる。

そこで、当審査会は、その点について本件対象文書を逐一審査した結果、以下のとおり判断する。

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、市長の予定を記載し、当時の教育長、総務部長、秘書課で市長の 予定を共有及び把握するためのものであり、記載項目は「日付」、「開始・終了日時/ タイトル」、「場所」、「備考」という形で列挙されているものである。

また、市長の行動予定の全てを把握する必要があるため、市長としての職務の遂行に係る情報のみではなく、市長個人の私的な情報も記載されており、しかも、公務にかかるものであるのか私的な情報なのかの判断が容易ではない部分も散見される。

### (2) 本決定の妥当性について

①市長の職務遂行の内容に係る部分について

市長としての職務の遂行に係る情報については、条例第7条第2号ウにより公開しなければならない。

しかし、市長がその職務として行った懇談に関する情報について、その懇談の相手方氏名が記載されており、その相手方が私人である場合には、条例第7条第2号が定める「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの」に該当するため、これを公開しなかった本決定は、基本的に是認できるものである。

もっとも、懇談の相手方が、「事業を営む個人」であり、その記載内容が「当該 事業に関する情報」である場合には、条例第7条第2号が適用されるのではなく、 条例第7条第3号の適用の有無が問題となるが、この場合、「公にすることにより、 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する」と認められなければ、公開しなければならない。

また、懇談の相手方が私人である場合にも、その氏名や懇談の内容等が新聞報道その他で既に公にされており、あるいは公にすることが予定されている場合には、条例第7条第2号アに該当するため、公開しなければならない。

#### ②市長個人の私的な情報に係る部分について

市長個人の私的な情報については、条例第7条第2号ウの適用はなく、しかも、本件の場合には、市長を名指ししての情報公開請求であるから、氏名以外の記載事項であってもそれを公開するとなると、市長の私的生活が明らかになってしまうため、「日付」、「開始・終了日時/タイトル」、「場所」、「備考」のすべてを条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの」に該当するとして公開しなかった本決定は、基本的に是認できるものである。

ただし、市長がその職務として出席した懇談会や市長として招待された行事・イベント等に関する部分については、条例第7条第2号ウに該当すると考えられるため、これを公開しなければならない。

## (3) 本件対象文書において更に公開すべき部分について

以上に述べたところを踏まえ、本件対象文書のうち、実施機関が公開しなかった部分については、次の理由により公開すべきと判断する。

### ①2009年3月26日 「 弁護士来訪(3/31)レク」(タイトル)

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であるため、条例第7条第2号には該当せず、かつ、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する」とも認められないため、条例第7条第3号にも該当しない。

### ②2009年 3月31日 「 弁護士打合せ」(タイトル)

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であるため、条例第7条第2号には該当せず、かつ、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する」とも認められないため、条例第7条第3号にも該当しない。

### ③2009年 4月 3日 「 弁護士打合せ」(タイトル)

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であるため、条例第7条第2号には該当せず、かつ、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する」とも認められないため、条例第7条第3号にも該当しない。

④2009年 4月28日 「岩田市議、 来訪」(タイトル)

法人の名称であり、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する」と認められないため、条例第7条第3号には該当しない。

⑤2009年 9月 7日 「仮) 弁護士打合せ」(タイトル)

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であるため、条例第7条第2号には該当せず、かつ、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する」とも認められないため、条例第7条第3号にも該当しない。

⑥2009年10月 8日 「いなべ市 来訪」(タイトル)

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であるため、条例第7条第2号には該当せず、かつ、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する」とも認められないため、条例第7条第3号にも該当しない。

⑦2009年10月26日 「」(タイトル、場所)

市長として公的な立場での懇談であり、その懇談の相手方は法人の役職に当たる者で、かつ、法人を代表する立場で市長と懇談していることから、条例第7条第2号にいう「個人に関する情報」とは言いがたく、したがって公開相当と判断する。また、懇談の場所については法人名が記載されているが、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する」とも認められないため、条例第7条第3号には該当しない。

⑧2009年10月30日 「」(タイトル、場所)

市長として公的な立場での懇談であり、その懇談の相手方は法人名が記載されている。また、懇談の場所については法人名が記載されているが、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する」とも認められないため、条例第7条第3号には該当しない。

92009年11月19日 「社協 来訪」(タイトル)

市長として公的な立場での懇談であり、その懇談の相手方は法人の役職に当たる者で、かつ、法人を代表する立場で市長と懇談していることから、条例第7条第2号にいう「個人に関する情報」とは言いがたく、したがって公開相当と判断する。

# ① 2009年12月24日 「」(場所)

市長として公的な立場での懇談であり、懇談の場所については法人名が記載されているが、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する」とも認められないため、条例第7条第3号には該当しない。

# 6 審査会の処理経過

当該審査会の処理経過は、下記のとおりである。

記

## 審査会の処理経過

年 月 日	処	理	内	容	
平成23年12月 6日	・諮問書受理				
平成24年 1月11日	• 諮問庁陳述 (理由説明)				
	• 異議申立人陳述				
	• 審議				(第2回審査会)
平成24年 1月24日	• 諮問庁陳述				
	• 審議				(第3回審査会)
平成24年 2月10日	<ul><li>答申</li></ul>	•			